

【地域生活支援拠点等の整備について】

【背景】

- 堺市障害福祉計画の基本理念
障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き生きと輝いて暮らせる社会の実現
- 地域生活への移行推進
入所施設、病院からの地域生活への移行推進
- 堺市の特色
家族介護のもと在宅で暮らす障害者世帯が多い
・同規模政令市中、入所施設数 5ヶ所最少
- 障害者の高齢化、重度化
65歳以上の障害者の過去3年間の状況
・障害者手帳所持者数 約 2,600人増
・障害者支援区分3以上認定者数 約 700人増
- 家族の高齢化に伴う介護力の低下
⇒「親亡き後」の問題
- 地域での暮らしの安心感の担保と親元からの自立を支援する仕組みの必要性

○H23 マスタープラン

「さかい型多機能グループホーム（GH＋相談＋居宅介護＋短期入所）」の整備

○H24「障害者の暮らしの場あり方検討会」居住の場に他の機能を併設するのは好ましくない⇒さかい型地域ホーム（24時間対応＋短期入所）を検討

○H26 検証事業「安心コールセンター（24時間電話対応）」を設置（H26.12.1～H29.3.31）

○国の第4期障害福祉計画基本指針
地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする

○堺市マスタープラン後期実施計画及び第4期堺市障害福祉計画
平成29年度末までにあり方を検討し、地域生活拠点等を整備する

【課題】

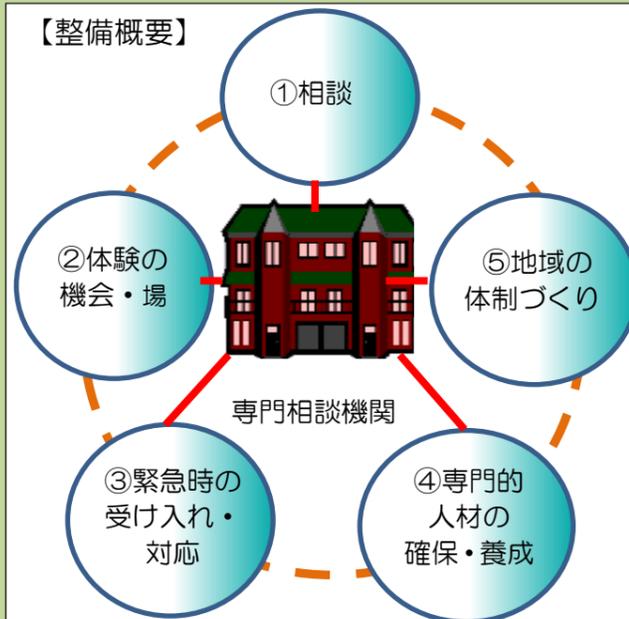
- 障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進する観点から、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みづくり（特に次の5つの機能構築が課題）
- ①「相談」
親元からの自立等に当たっての相談や、地域での暮らしの相談等、障害者やその家族からの相談に応じる機能
- ②「体験の機会・場」
地域移行や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能
- ③「緊急時の受け入れ・対応」
地域で生活する障害者の急な体調不良や介護者の急病等に備え、短期入所等における緊急時の受け入れや必要な対応を行う機能
- ④「専門的人材の確保・養成」
医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢障害者への対応等について専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う機能
- ⑤「地域の体制づくり」
コーディネーターの配置等により地域の様々なニーズに対応できる地域の体制整備を行う機能

課題解決に向けての各取組み

【対応方針】

- 障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、
- ①「相談」
- ②「体験の機会・場」
- ③「緊急時の受け入れ・対応」
- ④「専門的人材の確保・養成」
- ⑤「地域の体制づくり」の機能を地域の複数の機関が分担して担い、有機的に連携することで、障害者の生活を地域全体で支える「地域生活支援拠点等」を整備する。

【整備概要】



【地域生活支援拠点等の整備に必要な機能の具体的実施内容】

- ①「相談」（親元からの自立、地域での暮らし等に関する相談に応じる機能）
・地域移行体制整備事業（各区基幹相談に地域移行コーディネーターを配置）
・地域移行・地域定着支援（総合支援法上の障害福祉サービス）
- ②「体験の機会・場」（地域移行、親元からの自立等の体験の機会や場を提供する機能）
・グループホームや短期入所等の体験利用（総合支援法上の障害福祉サービス）
・障害者自立生活訓練事業や住宅入居等支援事業（日常生活訓練や一人暮らしの体験）
- ③「緊急時の受け入れ・対応」（緊急時の受け入れや必要な対応を行う機能）
・堺市障害者（児）短期入所緊急利用支援事業（緊急時の受け入れのための空床確保）
・緊急時対応事業【新規】
（夜間・休日祝日緊急時相談コールセンター及び緊急時支援員派遣・移送を行う機能）
- ④「専門的人材の確保・養成」（専門的対応を可能とする体制確保や人材を養成する機能）
・居宅介護事業者現任研修や堺市障害者グループホーム事業者研修（職員向け研修）
・相談支援機能強化事業（弁護士や社会福祉士などの専門的な助言を受ける事業）
- ⑤「地域の体制づくり」（地域の様々なニーズに対応可能な地域の体制整備を行う機能）
・相談支援ネットによる地域の体制整備（コーディネーター配置やネットワーク構築）

今後の流れ（予定）



地域で暮らす・地域で支える

【基本理念】障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き生きと輝いて暮らせる社会の実現